

# 文化的コモンズ概念からみる民主的なケアと 文化政策の接点

風間勇助, 南田明美, 齋藤梨津子

## I. はじめに

### 1. 本稿の目的

本稿は、筆者らが文化政策研究とケアの理論の接続を目指して企画したシンポジウム「ケア×コモンズ×文化政策—新自由主義時代のニーズを捉え直す」での議論を振り返り、そこから得られた知見と今後の課題を提示するものである。同シンポジウムは、日本文化政策学会第15回年次研究大会の期間中であった2022年3月20日に開催された。筆者らは「アート/ケア/文化政策」研究会を立ち上げ、同シンポジウムはその第1回目の公開研究会として開催したものである。登壇者には、批判的ケア理論の議論を牽引する政治哲学者のジョアン・C・トロント氏を基調講演に招いた。討論者として、日本とドイツをフィールドに文化政策を研究し、現在はインター・ローカルな文化的コモンズの創出に取り組む藤野一夫氏を招き、ケアの理論と文化政策研究の接点を模索した。

トロント(2015=2020)は、市場を至上命題におく民主主義がもたらした不平等な社会では、「ケアを共にすること(caring with)」が民主主義の再定義につながると主張する。この「ケアを共にする」場は、日本の文化政策研究で論じられている「文化的コモンズ」(藤野 2022, 地域創造 2014)の概念と重なりあうと考え、シンポジウムにおいて文化政策研究とケア研究の接点を探った<sup>1</sup>。

## 研究ノート

本稿はまず、シンポジウム一人目の登壇者であるトロントの「民主的なケア」の議論を振り返る(Ⅱ)。次にトロントの提示する問題に対して、二人目の登壇者である藤野一夫からの、日本の文化政策の文脈を踏まえた応答を確認する(Ⅲ)。最後に、トロントと藤野の議論から見えてきた発見と今後の展望を述べる(Ⅳ)。

なお、本稿の執筆では、「Ⅰ. はじめに」及び「Ⅳ. 新たな発見と今後の展望」を齋藤梨津子が、「Ⅱ. トロントによる問題提起」を風間勇助が、「Ⅲ. 日本の文化政策研究からの応答」を南田明美が担当した。

## 2. 問題意識：文化政策の動向とケア

同シンポジウムを企画した筆者らの問題意識の背景には、近年の文化政策の大きく2つの動向がある。一つは、新自由主義化の傾向である。1970年代以降に登場した「新自由主義化のプロセスは多くの『創造的破壊』を引き起こした」(Harvey 2005 =2007: 10)。新自由主義は、市場原理自体が倫理であるかのように振る舞い、「人々のすべての行動を導く能力を持ち、これまで抱かれていたすべての倫理的信念」に置き換わっていった(ibid.: 10)。文化政策の現場でも、2000年代以降に効率性や経済性を求める新自由主義的な価値観が広まった(小林 2021)。たとえば、専門家による芸術文化活動運営を目指した指定管理者制度が挙げられる。周知のように、指定管理者制度は、新自由主義社会の象徴であるニュー・パブリック・マネジメントの導入に絡み取られた。2017年12月には、内閣官房と文化庁が発表した「文化経済戦略」において、「文化GDP」の目標値が設定されるなど、「文化庁のすべての政策も基本的に経済成長につながるもののように」位置づけられた(作田 2020)。

一方で、新自由主義がもたらす格差や社会的排除を問題視し、社会包摂への方策に注目する文化政策の研究と実践が現れてきている。国の「文化芸術の振興に関する基本的な方針」において「社会包摂」という言葉が使われ始めたのは、次に示す通り、2011年2月に閣議決定された第三次基本方針である。

「文化芸術は、子ども・若者や、高齢者、障害者、失業者、在留外国人等にも社会参加の機会をひらく社会的基盤となり得るものであり、昨今、そのような社会包摂の機能も注目されつつある」

(「文化芸術の振興に関する基本的な方針(平成23年2月8日閣議決定)」)。

その後、2017年6月に「文化芸術振興基本法」(2001)が改正され、「文化芸術基本法」が成立した。同法第2条第3項では、「国民がその年齢、障害の有無、経済的な状況又は居住する地域にかかわらず等しく、文化芸術を鑑賞し、これに参加し、又はこれを創造することができるような環境の整備が図られなければならない」と明記された。改正前の文化芸術振興基本法では「居住する地域にかかわらず等しく」としてきた部分に、改正された文化芸術基本法では「年齢、障害の有無、経済的な状況」という文言が書き加えられたのである。文化庁は平成30年度文化行政調査研究「ダイバーシティと文化政策に関するレポート」(2019)公表している。その中で、この改正箇所の意図について、「地理的格差のみならず社会的に困難な状況も含め、あらゆる立場や状況にある人々が文化芸術を創造・享受できる環境の整備を図ることが、国や地方自治体の責務として書き込まれたものである」としている。

また、2019年には、文化庁と九州大学の共同研究チームが『はじめての“社会包摂×文化芸術”ハンドブック』を公開しており、法改正以前から積み重ねられてきた研究や実践がまとめられている。

このように、近年の文化政策の動向として、上記のような新自由主義に親和的な「文化経済政策」と社会包摂を目指す「文化社会政策」の大きな二つの流れがある。換言すれば、文化政策・アートマネジメント実践は、新自由主義時代において、2つの包摂(subsumption／inclusion)が拮抗する場なのである。

このような文脈の中で、筆者らは文化政策の「中核」を議論する際に「ケア」研究からの問題提起が可能だと考えた。なぜなら、2つの包摂は、資本によって日常を切り取られるか、それとも回帰するかの問題であるからであり、人々の日常や「生」に根差しているからである。実際、社会を見てみると、

## 研究ノート

その拮抗状態を表すかのように、2019年からの新型コロナウイルスのパンデミックにより、人々が生きる上で欠かせない労働を担う「エッセンシャルワーカー」が顕在化し、日本でも「ケア」への注目が高まってきている。

さて、筆者ら「アート/ケア/文化政策」研究会メンバーは、それぞれが異なるフィールドを持ちながらも、「ケア」の視点を通してそれぞれの実践を捉え直した。風間は、受刑者・出所者の社会復帰支援に関わる中で、あらゆる意味で隔絶され孤立した刑務所や受刑者に対して、ケアの視点をもったアート実践が、犯罪を自己責任化するのではなく、社会あるいはコミュニティが犯罪からの回復とどのように向き合うのかを民主的に考えていく回路をひらくものと考えている。齋藤は、リスクと自己責任の名のもとに子どもを産み育てるというケアの責任が家庭、特に母親にのしかかっている現代日本をケアの概念を通じて分析し、ケアの「重荷」を分かち合う方法を、アートの実践の場を通じて考察・提案したいと考えている。さらに、コミュニティに根差した芸術活動を研究する南田は、これまでのアウトリーチ活動やコミュニティ・アートにおいても「ケア」の視点があったと考えている。ニーズを重視すること、ケアが「関係性」にあること、「共にケアすること caring with」、民主主義を志向することは、コミュニティ・アートの理論と重なることが多い。アートが立ち現れる場やアーティストらが現場で行っていることをケアの視点から捉え直すことで、新たな知を創造できるのではないかと考えた。

では、「ケア」とは何か。ケアの定義と日本での「ケア」概念の受容について上野(2011)は次のように述べる。英語のCareは、ラテン語curaに由来し、①「心配、苦勞、不安」、②「思いやり、献身」の二つの意味を持つ。英語圏のケア研究は、1) 子どものケア、2) 高齢者介護、病人の介護、障害者介護、3) 心のケアの3段階で発展してきた。一方日本では、高齢者介護が先に現れ、「ケア」という言葉は、狭義には①「介護」ないし「看護」といった医療・福祉分野における意味として使われ、②中間的な意味として「世話」、③広義では「配慮、気遣い」という意味で使われている(広井 2016 : 23)。文化政策の領域での議論と重ねてみると、広井や上野が示すような狭義の福祉・看護領域における「ケア」が対象化されてきた。たとえば、「障がい者アート」やホスピ

タルアートなどが挙げられる。

しかし、トロントが提起する「人類的活動」としてのケアの概念（後述）から、日本の文化政策やアートマネジメント実践を見渡した論考は、あまりない。このような背景から、本研究は、文化政策やアートマネジメント実践に新たな視座を提供するものであると位置づけられる。

## II. トロントによる問題提起

トロントの講演は、大きく四部に分けられる。第一部でトロントは、自身が「民主的なケア」と呼ぶものが何なのかを説明する。第二部では、「富を最も大切だと価値づける社会におけるケア、すなわち「ウェルス・ケア（wealth-care<sup>2</sup>）」によって誤ったケア価値が流布している現在の状況を論じる。第三部では、民主的なケアとウェルス・ケアの両概念から文化政策の「目的」、「権力」、「多元性」を分析する。そして第四部で、民主的なケアを実践していくための「コモンズ」の可能性と課題に触れ、ケアの視点をもった文化政策はいかにして可能なのかを論じた。

### 1. 民主的なケア

「ケア」は、日常にありふれているが、批判的で有用な概念である。トロントは、「民主的なケア」が今日の世界を評価する重要なレンズとなりうると主張する。彼女は、「ケア」の潜在性に光を当てるため、ベレニス・フィッシャーとともに以下のように「ケア」を定義する。

「もっとも一般的な意味において、ケアは人類的な活動 a species activity であり、わたしたちがこの世界で、できるかぎり善く生きるために、この世界を維持し、継続させ、そして修復するためになす、すべての活動を含んでいる。世界とは、わたしたちの身体、わたしたち自身、そして環境のことであり、生命を維持するための複雑な網の目へと、わたしたちが編みこもうとする、あらゆるものを含んでいる。」(Fisher and Tronto 1990 : 40=トロント・岡野 2020 : 24)

## 研究ノート

このケアの定義は、育児や介護といった狭義的なものだけではない。あらゆる行為がケアと見なしうる広範な意味を持つ。ケアの複雑な性質は、ケアの5つの局面で説明される(表1)。

表1 ケアの5つの局面(トロント講演のスライドより)

Phase 局面	What is required 必要とされること	Requires the moral quality: 求められる道徳的な性質
Caring about 関心を向けること	Seeing needs for care ニーズを見極めること	Attentiveness 注意深さ
Caring for 配慮すること	Assuming responsibility 責任を引き受けること	Responsibility 責任/応答可能性
Care giving ケアを提供すること	Actual hands-on doing of care work ケアを提供する実際の任務	Competence [単なる技術的指標ではない]能力
Care receiving ケアを受け取ること	Responding to the given care 受け取ったケアへの応答	Responsiveness 敏感さ/応答的な姿勢
Caring with (added in 2013) ケアを共にすること (2013年の著作で追加)	Repetition of the care so that it becomes reliable and dependable ケアを繰り返し、より信頼でき、頼りになるケアにしていくこと	Trust and Solidarity 信頼と連帯

あらゆる領域で説明されるケアの考え方の基本的特徴として、次の3つが挙げられる<sup>3</sup>。第一に、ケアは単に考えるだけではなく、「活動」を必要とすることである。第二に、ケアはその性質上、与えることと受け取ることに於いて本質的に「関係性」のあるもので、その関係性は権力関係でもある。第三に、あらゆるケアが良いケアであるとは限らない。現在の不公平な世界において、「いかにより良くケアすることができるのか」が最も重要な問題である。

民主主義は人々の平等を要請するにもかかわらず、ケアは殆どが不平等なものだとトロント(2015=2020)は述べる。民主主義の革命を一步進めるためには、世帯内の労働(works of the household)に従事する人々を〈政治〉に組み込まねばならないというのがトロントの主張である。ここでいう世帯内の労働とは、日本の家内労働法にある家族経営と、その形態の下で働く労働者を指すのではない。そうではなく、「男は外で働き、女は家を守る」とい

う時の女の仕事、すなわち、子どもや病人、高齢者をケアすることを指す (Tronto 2013)。男性は世帯の外で生産 (production) と保護 (protection) を担うことを免罪符に世帯内の労働に携わらず、ケアの責任を免れることができる。トロントは考える (岡野 2020)。

「民主的なケア」の実現に必要な主要要素は、次の三つである。一つ目は、民主主義はケアに対する責任を社会の中で公正に配分する方法であるということ。私たちの「政治」に対する理解を変えるため、民主主義の再定義をする必要がある。二つ目は、ケアに対する責任を再編成することである。現在、一部の人がケアに対する責任を避けたり免れたりしている状況がある。だが、あらゆる人がその責任を引き受ける必要がある。三つ目は、民主的な手法を用いてケアの解決策 (caring solutions) を導き出すことである。ここでの困難は、ケアとはしばしば非対称な関係にあることだ。市民全員がケアを民主的に実践することを学ぶこと、すべての声を民主的なケアに取り込むことができるか。そのためには、ヒエラルキーをなくし、すべての声を受け入れ、オープンであることが重要である<sup>4</sup>。

概念としての「民主的なケア」は、不平等なケアに対する批判として成立している。ある人々のケアのニーズが無視されたり、ある人々がより大きな富や地位を持っていることを理由にケアの要求が聞き入れられなかったりするのは、「民主的なケア」は立ち往生するであろう。「民主的なケア」は、社会のあり方や、人々の私生活や公的生活での行動・態度に関し、全く異なる見方をもたらす。「民主的ケア」に基づく、現在は後回しにされているあらゆる種類のケア活動が評価され、誰もがそれに参加することが求められるようになる。仕事とケアと余暇の時間は、すべて方向転換される。世帯といったケアの基本的制度も見直される。暴力が根絶され、自己表現の機会のみならず、自分の意見を安心して述べるができる手段が皆に与えられるようにするには、多くの労力が必要である。

ただ、ケアの過程には2つの危険が潜んでいる。一つは、「パターナリズム」である。パターナリズムでは、悪いケアが引き起こされる可能性がある。ケアの提供者は、自身の知識やケアの方法などが、常にケアの受け手よりも

## 研究ノート

優れていると思ひ込むからだ。ニーズが不適切に理解され、対処され、ケアワークが不適切に行われるのである。

二つ目は、「偏狭性」である。これは、自分に一番近い人たちを最も大切にしようとする（自然な）傾向として現れる。たとえば、ピクニックで過ごす時間を決めるのに、自分の家族を他の家族より優先するのは悪いケアではない。だが、自分の子どもの成績を良くするために他の子どもの教育機会を削るのは悪いケアだといえる。

これら二点が、ケアに内在する危険性である。民主的な市民は、以上の問題を認識することでこれらが発生したときにその解決に努めることができる。

## 2. 富を中心としたケア (Wealth-Care)

トロントは、現在人々が集団的に関与する悪いケアのあり方を、「富を最も大切だと価値づける社会におけるケア=ウェルス・ケア (wealth-care)」と名づける。そしてウェルス・ケアを通して、私たちが本当に大切にしたい価値は何かということを問う。トロントはウェルス・ケアを、フランクフルト (1988) の重要な哲学的エッセイ『私たちが大切にしていることの重要性 (*The Importance of What We Care About*)』から着想している。フランクフルトは、正義の哲学はすべて「私たちは何を大切にするのか」という、基本的な価値観に関する最も重要な問いを無視していると指摘する。

新自由主義の問題が多く批判されてきたように、現在は富を大切にすること、富の拡大が社会の中心的な価値、活動、目的であるとする一連の価値観が跋扈している。これまでのトロントも、そうした金融資本主義や新自由主義を批判してきた。しかし、金融資本主義や新自由主義などの用語を使い続ける限り、「経済」を世界観の中心に据え続けることになるとトロントは指摘する。経済的な生活が人間の第一の関心事であると考え続ける限り、ケアは常に小さな関心事に追いやられてしまうのである。

トロントは、これまで以上に大きな富の生産と維持を主要な価値とすることをやめるべき時期に来ているという。たしかに、豊かさは重要であり、過



去数世紀に人類が生み出した富のおかげで、私たちは世界の多くの人々の物質的な幸福を向上させ、多大な進歩を遂げることができた。しかし、富を追求するあまり、社会の価値観が歪み、ごく一部の人々が大切にされている。他方で、多くの人々が苦しみ、不安定な状況で生活している。富裕層はもはや、富を生み出すために経済的な生活を支えている人々、つまり自分より下の労働者や消費者に対して、何らかの形で自分の責任を負わなければならないとは思っていない。彼らは、他者より優れているという自分たちの資質ゆえに目覚ましい富を手に入れていると感じており、決して歴史的な優位性が富の獲得を可能にしたわけではないと思込んでいる。ウェルス・ケアは、単に真の富裕層の生活を方向づけ、形成するだけではない。それは、経済全体を富の追求の方向に誘導し、富裕層の富の維持・強化を支援する人々に報酬を与える。そして、金融セクターをより有利に、より経済の中心的存在にしている (Winters 2010)。生活のためだけに働く労働者の給料や賃金は下がり、米国などでは年金は稀少になり、住宅価格は高騰し、不安定な生活を送る人が増えているとトロントは述べる。

ウェルス・ケアは、人間の心理を変え、人々が自分自身や子どもに「投資」することを要求するようになる。不幸は自分自身のせい、あるいは不幸な偶然であって、社会構造のせいではないという見方も出てくる。このようにして、ウェルス・ケアは、民主的な生活とは対立したものとなる。富を維持することがケアの目的であるならば、社会の他の人々の健康や幸福を改善・維持することを目的としたケアは、富を奪い合う存在となる。その結果、1970年代以降、ケアに対する公的投資は減少し、ケアは市場と家族という2種類の制度に追いやられることになった。トロントによれば、市場におけるケアは、市場の論理がより大きな利益を追求するものであるため、問題があり、他方、労働集約型であるケアは市場において高価であるが、ケアの仕事は常に低賃金で、その労働環境も劣悪であるため、問題であると考えられる。

ケアは市場の外、家族という私的な領域に委ねられている。家族に任せることによってケアは経済的な認知の外に位置づけられ、深刻な結果をもたらす。

## 研究ノート

米国などでは、家族内でケアを提供する人々の能力の変化により、家族が限界までストレスを受けている。例えば米国における結婚と離婚の記録を分析した研究によれば、結婚とそれに伴う財産（資産と負債の両方）の変化は、今や富裕層だけが手に入れられるものであることが明示されている<sup>5</sup>（Carbone and Cohn 2014）。トロントは、子どもが投資であるかのように語られ、投資が子どもであるかのように語られることがますます多くなっている（Lundberg and Pollak 2013）ことに言及している。これらすべての変化の最終的な結果である人口動態の変化、出生率の低下は、男性も女性も結婚や子どもをもつことの困難を理解していることを示唆している。

このようにケアの構造が変化した結果、富はよりよく保護され、繁栄し続ける。他方で、教育、健康、新鮮な空気や文化、健康的な食べ物へのアクセスなど、他者をよくケアするための資源は減少していく。このような困難に直面すると、人々は個人化し、反民主主義的傾向を強める。他者に手を差し伸べることよりも、自分に最も近い人たちを守ることに重点を置くようになる可能性が高い。たとえばセルフ・ケアや「ケア・ウォッシング(うわべだけのケア)」によりケアの一部は富へと変換されるとトロントは考える。ウェルス・ケアは悪質なものとなり、誰もが一種の悪質なケアを実践するようになる。ウェルス・ケアが支配的な考え方となっている状況では、民主的なケアは非常に難しいものとなる。「富をケアする」ことは、より民主的なケアへの願望や実現を不可能にするのである。

### 3. ケアと文化政策

ウェルス・ケアではなく民主的なケアをいかにして育むことができるのか。この問いに対し、トロントは、ウェルス・ケアと民主的なケアの二つの観点から文化政策を分析する。ここでのケアは、制度的、国家的な観点を前提に扱われていることに留意しなければならない。トロントは、制度としてのケアを分析するにあたり、「目的」「権力」「多元性(pluralism)」という枠組みを提示し、各々を次のように説明する。

すべての制度は、その政治的プロセスにおいて権力を伴う。どのような制

度でも、常に権力の力学を念頭に置くことが重要である。制度を軌道に乗せるためには、制度の目的を思い出す必要がある。他方で、制度は、多様な人々、思想家、労働者が政治的プロセスに参加していることで、様々な種類の考えが沸き上がる。その意味で、制度は複数存在することが最善であると認識しなければならない。

この分析枠組みは、組織のヒエラルキー化とそこから生じる弊害を防ぐものでもある。ヒエラルキーは、誠実な軌道修正よりもむしろ服従することの条件を作り出し、良い情報よりもむしろ悪い情報が下から上の意思決定者に流れる条件を作り出してしまふことから、非効率であるといえる (Tronto 2013)。

上述の3つの観点からなる枠組みを用いて、ウェルス・ケア、民主的なケアのそれぞれの視点からトロントは文化政策を分析する。まず、ウェルス・ケアの視点から文化政策を見た場合、文化政策の目的は、富の生産と保護である。「文化」は、結局のところ、富の一種となり得る。もし文化政策の目的が富の生産と保護に結びついているならば、権力の力学はより支配的な形態の文化を支持するであろう。そして、どのような文化が支持に値するかの判断には経済的手段が用いられ、より大きな富を生み出すために文化芸術活動の従事者(労働者)が搾取されることになると思像される。政策に多元的な領域があるとすれば、それは確かに創造性の領域である。だが、出口調査で測られる単純な尺度の顧客満足度が最たる例であるように、多元的なもの(pluralism)は評価されないことが多い。

次に、「民主的なケア」の視点から文化政策をみると、文化は「どのように私たちがこの世界で可能な限りよく生きられるようにするか」という問いに絶えず立ち戻らせるであろう。この問いを繰り返す中で、「政策が何をすべきか」という本筋から外れないようにすることが重要である。したがって、我々は、文化が人々の間により民主的な関係をどのように作り出し、また作り出さないかを考えるべきである。

そこから導き出される問いは、以下の二つである。第一に、権力においては、ヒエラルキーが文化政策にどのように埋め込まれているのか。第二に、

文化政策はいかにして多元性を推進できるのか、である。

### 4. 文化政策をめぐる三つの難題

どのような観点から考えた場合でも次の三つの難題が残るとトロントは述べる。第一に、市民社会の形成が目的なのか、それとも観光や貿易・産業などの促進が目的なのかである。現在の日本の(文化)政策では、これらすべての目標が言及されているが、それらは対立する可能性がある。何がより重要になるのだろうか。

第二に、文化の従事者(労働者)はケア従事者と同様に扱われてはいないだろうか。ケアの仕事は、効率化のために時間を削ることの難しく、非経済なものである。文化の仕事も同様であるならば、文化の従事者にはどのような報酬が払われているのか、競争させられているのかを考える必要がある。

第三に、政策には常にパターンリズムと偏狭性の危険性が内在することから、文化政策においてもそれらが現れていないか注視する必要がある。

## Ⅲ. 日本の文化政策研究からの応答

トロントの提示した三つの難題に対し、日本の文化政策研究を踏まえて藤野一夫から①文化政策の目的と②パターンリズムと偏狭性に関する応答がなされた。

### 1. 現代日本社会の課題

東日本大震災以降、社会・都市・コミュニティの縮小化(シュリンキング)と大都市の富裕化(ジェントリフィケーション)の、社会構造上の課題が明らかになったと藤野は指摘する<sup>6</sup>。「縮小化」と「富裕化」の両輪が加速することは、格差社会が益々拡大することを意味する。またグローバルな都市間競争の中で東京一極集中が加速した一方で、地方の経済は衰退し続け、コミュニティのソーシャルガバナンス(市民の自治能力)も著しく低下してきている(藤野 2022)。こうした日本の現状は、トロントが危惧する、ウェルス・ケアの価値観に満たされた排他的で格差の広がる社会像に重なる。

## 2. トロントの問いへの応答

### 2-1. 文化政策の目的は市民社会の形成か、観光・貿易・産業等の促進か

藤野(2022)は、国家や大都市の総力を上げた巨大イベントは虚しく、それは造花か、せいぜい切り花として短期間に消費されてしまうと考える。1970年の大阪万国博覧会(EXPO'70)以降全国に広がった地方博のような、一過性のイベントがその例である(藤野 2022:157)。それらは人間と社会を耕す持続的な媒体や、市民たちの自発的なプロジェクトを新たに生み出す豊かな土壌にはならない。ここから、藤野が描く文化政策の目的は市民社会の形成にあることがうかがえる。後述のように藤野は、「切り花」的な巨大イベントではなく市民と芸術家が主体となった手作りのアートプロジェクトを、国境を超えてインターローカルに仕掛けていく必要があると述べる。国境が閉ざされたパンデミックの時代だからこそ、他者への想像力の源泉を枯渇させてはいけないと彼は主張する。ここでの「他者への想像力」は、次に述べるトロントの第三の問い「政策に内在するパターナリズムと偏狭性の危険性」に呼応する。

### 2-2. 文化政策がはらむパターナリズムと偏狭性にどう対処するか

藤野はパターナリズムや偏狭性に気付く手がかりとしてアレントの文化の定義を参照する。

『文化』(culture)という語はラテン語のcolere—耕し養う、住まう、気遣う、慈しみ保存する—から派生したものであり、自然が人間の住まいにふさわしいものになるまで自然を耕し慈しむという意味での、人間と自然との交わりに主に関わっている。そういうものとして、文化という語は、愛情のこもった気遣い(loving care)を指し示しており、自然を人間の支配のもとに従属させようとするあらゆる営みと鋭い対象をなしている」(Arendt 1968=1994:286)

藤野は、文化政策の原点を、人間の内面を耕し、自然と社会との共生を実

現する「愛情のこもった気遣い (loving care)」に見出す。文化とは個々人の心を耕し、その潜在能力を開発するだけにとどまらない。コミュニティの中で様々な才能に長けた人たちが、それぞれの能力を発揮し、お互いに刺激し合あう相互のコミュニケーションを通じて、そのコミュニティ全体の潜在性を高めることもまた、文化の営みである。

ここでいうコミュニケーションとは、ハーバーマス (1981=1985-87) が「コミュニケーション的合理性」と呼ぶものである。それは、妥当な要求を掲げてその承認を他者に求め、相互了解による合意を目指す行為である (藤野 2005: 190-202)。ハーバーマスは、私的領域と公共圏の境界線で流動する「第三のアリーナ」に着目した。これは政治エリートが国家装置の中で政策決定を行う第一のアリーナとも、利益集団や政党が要求民主主義のもと闘争を行う第二のアリーナとも異なる。藤野は「文化的コモンズ」を、「第三のアリーナ」を形成する領域の一つであり、現代日本社会の課題に対処し得るものとして位置づける。そして以下に見るように、「愛情のこもった気遣い」を通じた文化的コモンズの形成と連帯が、排他的でパターンリスティックな文化政策に歯止めをかけると考える。

### 3. ケアの視点を持った文化政策を実現する文化的コモンズ

講演の結びでトロントは、ケアの視点をもった文化政策や制度をつくることは可能であると述べた。そのためには、民主的なメカニズムを考える必要があると指摘した。そこで焦点を当てられるのは、文化に関わる制度・政策における民主的なプロセスや目的、権力の作用を注視し、制度を多元的で開かれたものに保つことである。一方、藤野はケアの視点をもった文化政策をつくる具体的な処方として、「文化的コモンズ」を提示する。

英語で「Common」とは「共通の、公の、公共の」を意味し、複数形である

「Commons」は「共有地、公共緑地 (広場、公園など)」を指す (藤野 2022: 178)<sup>7</sup>。森林資源などの一般的なコモンズとは本来、どの場所であるか、どの資源であるか、誰が利用できるのかが限定されている制度であり、その利用に関する規則が伴う<sup>8</sup>。他方、文化的・知的コモンズは、競合しない場合

が多く、希少性の論理には従わず、排他的利用も強要されない(藤野 2022; Harvey 2012)<sup>9</sup>。文化的コモンズとは、「地域の共同体の誰もが自由に参加できる入会地のような文化的営み」の総体(地域創造 2014; 藤野 2022)を意味する。「文化」として認識される時空を超えて継続するその営みは「万人にひらかれている」(Negri & Hart 2009=2012, 227)と想定されるのである。

#### 4. 文化的コモンズの可能性と限界

トロントと藤野は、「文化的コモンズ」の可能性と限界に関してそれぞれの視点から論じている。

##### 4-1. トロントの考えるコモンズ

トロントは、コモンズにはケアする姿勢を促進する大きな可能性があると考ええる。近年、世界各地でコモンズが使われるようになったのは、ウェルス・ケアの個人主義的、富裕層的な価値観に対抗するためである。また、共通の目的を作るために協力することは、ケアの定義にあったように「私たちができるだけよくその中で生きていけるように世界を維持しようとする」と明らかに一致する。しかし、多くの考え方と同じように、コモンズの考え方にもいくつかの危険性がある。

トロントは再び「目的」「権力」「多元性」の枠組みを用いて分析する。コモンズが排他的になり、本来の目的を見失い、支配的・排他的になる可能性がある。集団において、伝統的なジェンダー規範や人種のヒエラルキーの形成を防ぐものが何もなく、そのようなヒエラルキーが再浮上してしまう。コモンズでも理想郷は存在せず、意見の対立や相違は必ず生じる。しかし、トロントはこれらの危険性を常に念頭に置いておくことで、違いや対立に対応することは可能であると述べる。

##### 4-2. 藤野の考えるコモンズ

藤野も、日本の祭りに見られるように、文化的コモンズが陥りがちな、部外者を排除する排他性や、内部者に参加を強制する権力性には留意してい

## 研究ノート

る。トロントと異なるのは、文化的コモンズの特性を加味して、「愛情のこもった気遣い」としての文化の、非排他性と非効率性に可能性を見出している点である。

文化的コモンズのような新しい場の共創では、ことさら配慮(ケア)すべきは、自分とは異なるものとなる。つまり他者との出会いに心を開くことが求められる。未知の異物だったとしても、それを恐れることなく認め合い、理解しようとする寛容さが必要とされる。寛容さに基づき「信頼関係」を醸成する鍵は、芸術・文化による対話の非効率性にある。文化的コモンズを形成するにあたっての、芸術文化による対話を通した「場開き」は、「時間と空間の圧縮」(Havery 1989)に対抗する。人と人との関係性のなかで生まれる非効率的方法を取りつつも丁寧な関係性を紡いでいく必要がある。例えば、神戸市長田区南部地区における「まちなか防災空地」は、2015年からNPO法人Dance Boxが中心となった「新長田アートコモンズ実行委員会」による「下町芸術祭」の“コミュニティ・アート”の場として活用された(藤野 2018)。この文化的コモンズの形成の試みでは、多様な民族や文化、価値観を持った人々と交流・対話し、共創していく上で生じる多くの矛盾を抱え込みながらも、対話が続けられた。そこでは、共創し続ける「創造性」が必要となることが明らかになった<sup>10</sup>。

藤野は、こうした非排他的で非効率的な姿勢によって、グローバルな市場経済とは異なるもう一つの世界が見出されると考える。ゆえに、文化的コモンズは一か所に形成されるだけでなく、他のコモンズと繋がっていくことが求められる。マイクロ・プロジェクトが国境を超えてローカルとローカルをつなぎ、文化的コモンズが無数に並存していけば、手触りの公共圏がゆるやかにつながり、お互いの信頼関係がじっくりと醸成されてゆくと、藤野は考えるからである(藤野 2022: 291)。

## IV. 新たな発見と今後の展望

筆者らがシンポジウムでの議論を経て発見したのは、「民主的なケア」というレンズを通して考えることで、文化政策の「中核」を議論する際の争点が



明確化するという事であった。文化政策（Cultural Policies）の内容と実行主体には「様々なバリエーションが存在する」（川崎 2007：26）。狭義の文化政策は、芸術振興政策を指し、「公的助成を伴いながら、ローカルの芸術家と芸術シーンの育成、発展に努める」（南田 2017：83）。一方、広義の文化政策の一つに、文化的民主主義に基づく「社会構造政策」がある（藤野 2022）<sup>11</sup>。文化的民主主義とは、文化システムを構築し、文化生産の脱中央集権化を目指すもので、「人々が民主主義的決定を獲得し、精査するために、創造された」（Kelly 1985：7）<sup>12</sup>。つまり、社会構造政策としての文化政策は、ただ文化のみを扱う政策ではなく社会・政治制度そのものを刷新していくものと言える。

文化政策を、「目的」「権力」「多元性」のいずれかではなく、3つすべての観点から再考する意義は大きい。「これで十分」と、振り返りの手を休める意味での「到達点」は訪れないだろう。ケアの5つの局面が循環するように、常に「何かが欠けている」ことを意識し、そこから新たなニーズを見出すのがケアの実践だからだ。しかし、循環を重ねるうちに能力を獲得できるというトロントの視点は希望を与える。現状を「仕方ない」と受け入れる姿勢こそ、パターンリズムと偏狭性を呼び込み、ヒエラルキーと排他性を黙認する隙を生み出す。

新自由主義を批判することは容易く、その価値観に支配された現状の社会を変えていくことは困難である。しかし、様々な文化の現場では既に「共にケアすること」が実践されている。そうした現場を民主的なケアのレンズを通して改めて捉え直した時に、「あらゆる人々が可能な限りよりよく生きられるようにする」ために、文化政策が大切にしたい価値がみえてくるのではないだろうか。

その出発点として、「社会構造政策としての文化政策」が基盤とする文化的民主主義の再考と理論化が可能であろう<sup>13</sup>。コミュニティに根差した芸術活動が、声なき声を拾い、アドボカシーへと昇華していく過程は、トロントの述べる「民主的ケア」に繋がるはずである。これらの点に関しては、より具体的な社会の文脈と実践に焦点を当てた研究を続ける必要がある。一方、トロ

## 研究ノート

ントからの問題提起の中で十分に取り上げられなかったのは、ケアワーカーとしてアーティストやアートマネージャーを考えるとという課題である。この点に関しては、芸術・文化の非効率性、非経済性こそがウェルズ・ケアとは異なる世界を生み出しうるという観点も鑑みながら、今後研究していきたい<sup>14</sup>。

## 謝辞

本稿のもととなったシンポジウム「ケア×コモンズ×文化政策—新自由主義時代のニーズを捉え直す」の開催においては、日本文化政策学会企画提案制度及びJSPS科研費20J01664と20J22827の助成を受けた。ご講演と示唆に富む議論を提供いただき、また、本稿の執筆にあたってご確認くださったジョアン・C・トロント教授と藤野一夫教授にも、この場を借りて深くお礼申し上げる。

また、シンポジウムの運営をサポートいただいた九州大学大学院のMI Shashaさん（修士1年）、佐々木奏さん（修士1年）、謝雪こうさん（博士2年）、東京大学大学院の伊達摩彦さん（修士2年）にも感謝申し上げます（肩書きは当時のもの）。

コロナ禍において、人々の接触や交流の機会が失われ閉塞的な思いを抱えるような社会状況のなか、ビデオ会議等を駆使して三人の執筆者それぞれが得意分野で強みを発揮しながら丁寧にシンポジウムを組み立て、実施することができた。400人を超える参加申込があったことは、対面開催では参加がかなわなかったであろうケア活動の最中にある方々にアクセスいただけた証だと認識している。本シンポジウム開催後も、「アート/ケア/文化政策」研究会は活動を続けており、今後の活動にも注目いただきたい<sup>15</sup>。

## 註

1 ケアの理論とコモンズの関連性は「人文学の学校 KUNILABO 2021 夏のブックトークシリーズ vol. 3 ケア・コレクティブ『ケア宣言』」（2021年8月22日開催）における岡野八代と小川公代による議論にも着想を得ている。

- 2 wealth-care に関するトロントの議論は次を参照のこと. Tronto, Joan C. 2023. 'Beyond Wealth-Care: Pandemic Dreams for a Just and Caring Future.' in Mignon Duffy, Kim Price-Glenn and Amy Armenia (eds.), *From Crisis to Catastrophe: Care, COVID, and Pathways to Change* (Rutgers University Press: New Brunswick, NJ) . pp. 11-18.
- 3 トロントによれば、このようなケアの概念は、建築や教育、ジェンダー研究、ヘルスケア、経済学などあらゆる分野で応用されるようになったという。また、西洋以外の様々な文化の中でもケアは社会の基盤となる価値を形成している。アフリカの「ウブントゥ」の文化や儒教思想などにみられる、グローバル・ノース以外の起源を持つ「ケア」の研究は近年盛んになっている (Raghuram 2016)。
- 4 トロントは不平等にケアすること、ケアされること、ケアさせることへの批判が民主的なケアであるとし、次のような視点を持つものになるという。Anti-sexist, Anti-racist and opposed to all forms of “biological” and cultural hierarchy 性差別、人種差別、あらゆる形の「生物学的」、文化的ヒエラルキーに反対する Lifecycle-sensitive ライフサイクルに配慮する Sustainable 持続可能である Non-violent 非暴力 Critique of privilege 特権への批判。
- 5 例えば日本においても、荒川和久が統計的なデータから、年収「300万を超えるか超えないかで既婚率が大幅に変わる」ことを指摘している。荒川によれば「25-29歳の未婚男性のほぼ半分が300万円の年収にすら届いて」おらず、そして「結婚を希望する未婚男性のうち約25%が『経済的理由で結婚できない』と言っている」。  
参照：荒川和久「結婚なんて無理」20代後半の若者の半分が年収300万円に達しない国・令和のニッポン」(2023.4.3) <https://news.yahoo.co.jp/expert/articles/9d9c05f512bf08048591eab162f35f6e373b381b> [閲覧 2023年12月20日]
- 6 藤野(2022)によれば縮小化と富裕化に加えて、「復興災害」とよばれる一連の社会問題が同時に発生している。
- 7 「コモンズの悲劇」(Hardin1968)とは、牧草地のような共有地は適切に管理すれば多くの人が持続的に利益を享受できるにも拘わらず、少数の人が短期的な自己利益を追求し簡単に破壊してしまう現象を意味する。ハーディンはこの悲劇を防ぐためには、国家による中央管理か、私的所有権への分割しかないのか、という問題提起を行った(待鳥、宇野 2019: 20)。ハーディンの問題提起に対し、フォーマル・インフォーマルな制度を活用すれば、地域コミュニティによる共同管理がなお可能だと論じたのは、エリノア・オストロム(Ostrom 1990)である。オストロム以降は、コモンズに積極的に第三の選択肢を見出そうとする議論だ。今日、コモンズは「私的利益を否定するものではないが、狭い意味での利己性を超えて、コミュニティへ参加し、そこでイノベーションを実現することによる達成感や自己肯定感が重要な意味を持つ。

## 研究ノート

- 公的利益に対して自己利益を犠牲にする意味での利他性ではないが、自己利益をより広い意味で捉えようとしている点」にその意義が見出されている（待鳥，宇野 2019, 38）。
- 8 牧草地のみをコモンズとみなし、そこで草を食む牛は私有物とみなす二律背反の前提によって「悲劇」が生じている点をハーディンが看過していると、藤野は指摘する。コモンズの限定的な性質に関して詳しくは宇沢（2000）を参照のこと。
  - 9 それは同時代的に見れば、「みな同じラジオ放送やテレビ番組を視聴してもそれらが減るわけではない」（Harvey2012=2013, 130）ことを考えれば明らかである。また、通史的に見れば、コモンズは長い時間を経て築き上げられてきたものであって、原則として文化的・知的コモンズは「万人に開かれている」ことがわかる（Negri & Hart 2009=2012, 227）ことがわかる。
  - 10 英国でコミュニティ・アートを研究する Materasso（2013）は、政治的メッセージのない中庸な参加型アートと、真の民主主義の実現を目指すコミュニティ・アートと区別している。それに対し、藤野（2018）の論考では、リレーショナル・アート、参加型アート、コミュニティ・アートの語が同義的に使われている。こうした用語の厳密な使い分けに関しては稿を改めて論じたい。
  - 11 「ゲゼルシャフトspolitik Gesellschafspolitik」とは、国家給付型の社会福祉政策であるゾツイアルpolitik Sozialpolitik からは区別されるものであることから、藤野は社会構造政策と意識している。
  - 12 文化的民主主義は、コミュニティ・アートといった市井の人々と協働・共創する芸術形態と密接な関係にある。1960年代に英国で起こったコミュニティ・アートは、カルチュラル・スタディーズとの親和性がある。いったん1980年代にコミュニティ・アート運動は公金中毒によって沈んだが、2010年代より、再度世界中で隆盛している（小林 2015；Jeffers 2017）。現在のコミュニティ・アートの盛り上がりは、新自由主義によって零れ落ちた人々の声を拾い上げる運動として捉えられる。コミュニティ・アートでは、市井の人々が自己表現力、自己決定力、自己承認力を高めることが目指される。また、Kelly（1984）らが述べるように、コミュニティ・アートは、「真なる民主主義」を目指して、文化的民主主義を体現することを使命とする。
  - 13 近年、文化的民主主義の再考と理論化が英国を中心に行われている。Wilson et.al.（2018）等を参照のこと。
  - 14 芸術・文化やケアの商品化、脱商品化をめぐるのは、カール・ポランニーを研究する若森みどり（2020）の論考が参考になる。利潤追求を目的とする資本主義による「社会的再生産」の領域の囲い込みと商品化の動きに対抗する「ケアの倫理」の研究（Brugère 2011=2014；トロント，岡野 2020 など）が、他の潮流と共に、民主的に共有されて管理される社会的な富（＝コモン）の形成に関する研究に合流する流れが整理されている。

- 15 「アート/ケア/文化政策」研究会 Web サイト <https://artscarecp.wixsite.com/accp>

## 参考文献

- Arendt, H. (1968) *Between past and future : eight exercises in political thought*. Viking Press (= 引田隆也, 齋藤純一訳 (1994) 『過去と未来の間：政治思想への8 試論』 みすず書房.)
- 地域創造 (2014) 『文化的コモンズの形成に向けて：災後における地域の公立文化施設の役割に関する調査研究報告書』
- Brugère, F. (2011) *L'éthique Du « care »*, Presses Universitaires de France - PUF, Coll. « Que Sais-Je? » (= 原山哲, 山下りえ子訳 (2014) 『ケアの倫理—ネオリベラリズムへの反論』 白水社.)
- Carbone, J., & Cahn, N. (2014). *Marriage markets: How inequality is remaking the American family*. Oxford university press.
- Frankfurt, H. (1988). *The Importance of What We Care About: Philosophical Essays*, Cambridge University Press.
- 藤野一夫 (2005) 「新しい市民社会への仕掛けづくり：ドイツの社会文化センターを事例に」、後藤和子, 福原義春編 (2005) 『市民活動論：持続可能で創造的な社会に向けて』 第7章, 有斐閣, pp. 181-218.
- 藤野一夫 (2018) 「防災空地を創造的に活用したコミュニティ再生：長田南部地区の事例から」『神戸大学都市安全研究センター研究報告』 (22), pp. 193-209.
- 藤野一夫 (2022) 『みんなの文化政策講義：文化的コモンズをつくるために』 水曜社.
- Habermas, J. (1981). *Theorie des kommunikativen Handelns*. Suhrkamp. (= 河上倫逸, M. フーブリヒト, 平井俊彦訳 (1985-87). 『コミュニケーション的行為の理論 [上・中・下]』 未来社.)
- Hardin, G. (1968). “The Tragedy of the Commons: The population problem has no technical solution; it requires a fundamental extension in morality”. *Science*, 162 (3859), pp. 1243-1248.
- Hardt, M. & Negri, A. (2009) *Commonwealth*. Harvard University Press. (= 幾島幸子, 古賀祥子訳 (2012) 『コモンウェルス：「帝国」を超える革命論』 <上> NHK 出版.)
- Harvey, D. (2005) *A brief history of neoliberalism*. Oxford University Press. (= 渡辺治, 森田成也, 木下ちがや, 大屋定晴, 中村好孝訳 (2007) 『新自由主義：その歴史的展開と現在』 作品社.)
- Harvey, D. (2012) *Rebel cities : from the right to the city to the urban revolution*. Verso. (= 森田成也, 大屋定晴, 中村好孝, 新井大輔 訳 (2013) 『反乱する都市：資本のアーバナイゼーションと都市の再創造』 作品社.)

## 研究ノート

- Hayes, L. (2017). *Stories of care: A labour of law: gender and class at work*. Palgrave Macmillan.
- 広井良典 (2000) 『ケア学：越境するケアへ』 医学書院。
- Jeffers, A. (2017). "The Community Arts Movement 1968-1986" Jeffers, A. Moriarty, G. eds. *Culture, democracy and the right to make art: The British community arts movement*. Bloomsburg Publishing, pp. 35-64.
- 川崎賢一 (2007) 『トランスフォーマティブ・カルチャー：新しいグローバルな文化システムの可能性』 勁草書房。
- Kelly, O. (1984) *Community, art and the state : storming the citadels*, Comedia Pub. Group.
- 小林真理 (2021) 「文化資源学研究専攻における文化経営の位置づけ」 東京大学文化資源学研究室編 『文化資源学 文化の見つけかたと育てかた』 新曜社, pp. 168-83.
- 小林瑠音 (2015) 「1960年代から1980年代における英国コミュニティ・アートの変遷とアーツカウンシルの政策方針」 『文化政策研究』 (9), pp. 7-23.
- Lundberg, S., & Pollak, R. A. (2013). Cohabitation and the Uneven Retreat from Marriage in the U. S., 1950-2010 (Working Paper No. 19413). National Bureau of Economic Research.
- Materasso, F. (2013) "All In This Together": The Depoliticisation of Community Art in Britain, 1970-2011", van Erven, E. ed., *Community-Art-Power*, ICAF, pp. 214-240.
- 待鳥聡史, 宇野重規編著 (2019) 『社会のなかのコモンズ：公共性を超えて』 白水社。
- 南田明美 (2017) 「1959年から1965年までのシンガポールの文化政策：マラヤ文化の形成めぐる事例を中心に」 『文化政策研究』 (11), pp. 81-104.
- 岡野八代 (2020) 「民主主義の再生とケアの倫理—ジョアン・トロントのあゆみ」 『ケアするのは誰か：新しい民主主義のかたちへ』 pp.83-124. 白澤社。
- Ostrom, E. (1990). *Governing the commons: The evolution of institutions for collective action*. Cambridge University Press.
- Raghuram, P. (2016) "Locating Care Ethics Beyond the Global North". *Acme: An International Journal for Critical Geographies* 15 (3), pp. 511-33.
- 作田知樹 (2020) 「クール・ジャパン、稼ぐ文化、表現への圧力 安倍政権7年半の文化政策を振り返る」 『美術手帖』 2023年9月1日閲覧 <<https://bijutsutecho.com/magazine/insight/22614>>.
- Tronto, J. C., and Fisher. (1990). "Toward a Feminist Theory of Caring". Abel. E. K., Nelson, M. K. eds., *Circles of Care: Work and Identity in Women's Lives*, State University of New York Press, pp. 36-54.
- Tronto, J. C. (1993). *Moral Boundaries: A Political Argument for an Ethic of Care*. Routledge.

- Tronto, J. C. (2010). "Creating Caring Institutions: Politics, Plurality, and Purpose". *Ethics and Social Welfare* 4 (2), pp. 158-71.
- Tronto, J. C. (2013) *Caring democracy : markets, equality, and justice*. New York University Press.
- Tronto, J. C. (2015) Who cares? : how to reshape a democratic politics. Cornell Selects. (＝ジョアン・C・トロント著／岡野八代訳著 (2020) 『ケアするのは誰か？新しい民主主義のかたちへ』 白澤社.)
- 上野千鶴子 (2011) 『ケアの社会学：当事者主権の福祉社会へ』 太田出版.
- Tronto, Joan C. (2023). "Beyond Wealth-Care: Pandemic Dreams for a Just and Caring Future." in Mignon Duffy, Kim Price-Glenn and Amy Armenia (eds.), *From Crisis to Catastrophe: Care, COVID, and Pathways to Change* (Rutgers University Press). pp. 11-18.
- 宇沢弘文 (2000) 『社会的共通資本』 岩波書店.
- 若森みどり (2020) 「『ケアの倫理』と擬制商品の脱商品化：資本主義における社会的再生産の位置を問う」『関西大学経済論集』 71 (4), pp. 321-37.
- Winters, J. A. (2010) *Oligarchy*. New York: Cambridge University Press.
- Wilson, N., Gross, J., Bull, A. (2018). *Toward cultural democracy: promoting cultural capability for everyone*, King's College London.

